

第 26 回特許制度小委員会コメント

2010 年 4 月 30 日

渡辺 裕二

(1) 当然対抗制度について

導入に賛成する。

また、サブライセンシーへの適用や仮通常実施権も対象とされることおよび制度施行以前の契約への適用を望む。

【理由】

日本を含む限られた国でしか登録を対抗要件としていないため、国際調和の観点からビジネスの安定化のために必要である。ライフサイエンス分野においても、海外ベンチャー等との契約の際に登録への理解が得られない場合が多いことや特許権者破産時のリスクは他産業と共通しており、当然対抗制度導入への期待は同様に高い。

大学発ベンチャー等からサブライセンス権を許諾される場合が多く、これがライセンシーと同様に保護されないとビジネスに支障を来すことがありうる。また、出願中の特許ライセンスも多いことから仮通常実施権も当然対抗制度の対象とすることの必要性は高い。

資料 1 に記載されているように、制度施行以前に許諾され現在も継続している契約に適用されないとビジネスの安定化に十分に寄与できないことになる。

【課題】

サブライセンス契約において、ライセンサーが破産した場合またはライセンシーが破産した場合の各々においてサブライセンシーは保護されるのか。

(2) 職務発明訴訟における証拠収集・秘密保護手続の整備について

導入に賛成する。

【理由】

発明者の認定や貢献度、対価の算定に関わる社内資料や契約書等の機密度の高い資料が訴訟上必要とされるが、現状では秘密保護が充分ではないため、提出を躊躇う場合が多い。公正な判断を得るために、特許侵害訴訟における証拠収集・秘密保護手続と同様の手続が望まれる。